

— 源泉徴収事務の総決算はこの一冊で万全！ —

令和2年版

10月下旬刊
予約受付中

年末調整のしかた

▶B5判・480頁・予価2,000円(税込)・令和2年10月刊行予定

- 年末調整に必要なすべての事項を分かりやすく解説!!
- 令和2年度の改正内容及び適用事項を完全網羅!!
- 巻末に年末調整に関するQ&A240問(予定)を収録!!
- ミスをしないためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による様式記載例などを取り入れて実務的に解説!!



主な内容

- 2色刷折込 年末調整の事務手順表
- 各種控除のチェックポイント一覧表
- 各種控除額の早見表
- 各種税額表
- 社会保険・雇用保険の各種保険料額表
- 年末調整に必要な各種控除などの解説
- 年末調整の計算例、様式記載例などの具体的な実務
- 年末調整終了後の整理事務
- 1月の源泉徴収事務
- 給与所得者の確定申告
- 電子計算機等による年末調整
- 賞与に対する税額の計算方法
- 災害被害者に対する救済
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用
- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて
- 令和2年10月からの年末調整の電子化
- 源泉徴収事務に必要な用語の解説

令和2年分の年末調整における主な留意事項

<令和2年1月1日から適用される源泉所得税に関する主な改正事項>

1 給与所得控除の改正

① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

※ これらの改正に伴い、令和2年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

2 基礎控除の改正

① 基礎控除額が10万円引き上げられました。

② 合計所得金額が2,400万円を超える給与の支払を受ける人についてはその合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が2,500万円を超える給与の支払を受ける人については基礎控除の適用はできないこととされました。

3 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与の支払を受ける人で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

4 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

5 年末調整関係手続の改正

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました(令和2年10月1日以後の所得税について適用されます。)

<令和2年度税制改正による、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し>

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置が行われました。

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直しが行われました。

(3) 適用開始日

これらの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。具体的には、令和2年分以後の年末調整(令和2年分の年末調整については同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年4月1日以後であるものに限ります。)及び確定申告において適用されます。

発行

一般財団法人大蔵財務協会 ホームページURL <http://www.zaikyo.or.jp> E-mail:info@zaikyo.or.jp
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1-14-1(財協ビル) TEL03-3829-4141 FAX03-3829-4001



* 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書類の発送のほか、弊会刊行物や催事のご案内に使用させていただく場合がございます。

* 弊会個人情報保護方針につきましては、ホームページにてご確認ください。

HC-

送料サービス



令和2年版 年末調整のしかた

冊

■ ご住所(〒 -) TEL(-) - FAX(-) -
⇒FAX・メルマガ会員(新刊案内等)募集中 ご希望の方は✓印 □

メールアドレス

■ ご名称

■ ご担当者名

お申込み先

公益社団法人 村山法人会 →FAX 0237-55-2444